

小児慢性特定疾病の指定医療機関（薬局）の 指定申請手続きのお知らせ

小児慢性特定疾病の医療費助成制度では、あらかじめ都道府県知事等（医療機関所在地の自治体の長）に指定された「指定小児慢性特定疾病医療機関」が行う医療に限り、小児慢性特定疾病患者の医療費助成の対象となります。

小児慢性特定疾病児童が医療費助成制度を活用していただくためには、できるだけ多くの医療機関に「指定医療機関」になっていただく必要がありますので、申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

【指定医療機関の要件】

- ・ 保険医療機関であること
- ・ 欠格要件に該当しないこと

〔欠格要件〕 児童福祉法第19条の9第2項

- ① 申請者（役員も含む。以下同じ。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- ② 申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。等

【指定医療機関の責務】

- ・ 指定医療機関は、診療方針は健康保険の診療方針の例によるほか、厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援を行わなければならない。等

（裏面に続きます）

【申請方法】

① 申請書に以下の事項を記入してください。

- ・ 薬局の名称、所在地、医療機関コード
- ・ 開設者の住所、氏名又は名称

〔添付書類〕 役員名簿（別紙１）

② 申請書その他必要書類を下記の宛先まで郵送してください。

（指定難病の指定を申請される場合は、一緒に送付してください。）

〔送付先〕 〒 6 4 0 － 8 5 8 5

和歌山市小松原通 1 － 1

和歌山県庁健康推進課 宛

③ 指定医療機関として指定された場合は、後日、指定通知を送付します。

※ 申請書等の必要様式については、和歌山県ホームページの「組織から探す＞健康推進課＞母子保健班＞小児慢性特定疾病の指定医及び指定医療機関の指定申請手続きについて」に掲載しています。

【問い合わせ先】

和歌山県庁健康推進課（担当：母子保健班）

TEL：073－441－2642